

平成 2 7 年第 7 回定例会

小清水町議会会議録

平成27年第7回小清水町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成27年12月17日（木曜日） 午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
(議長諸報告について)
(町長あいさつ)
- 第 3 行政報告について
- 第 4 認 定 第 1 号 平成26年度小清水町各会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 意見案第12号 TPP協定への調印・批准はしないことを求める意見書（案）の提出について
- 第 6 選 挙 第 5 号 選挙管理委員及び補充員選挙について
- 第 7 一 般 質 問
- 第 8 議 案 第 4 5 号 町税条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議 案 第 4 6 号 小清水町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例制定について
- 第10 議 案 第 4 7 号 小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議 案 第 4 8 号 小清水町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議 案 第 4 9 号 平成27年度小清水町一般会計補正予算（第5号）について
- 第13 議 案 第 5 0 号 平成27年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第14 議 案 第 5 1 号 小清水町営牧場の指定管理者の指定について
- 第15 議 案 第 5 2 号 小清水町社会教育施設及び社会体育施設の指定管理者の指定について
- 第16 議 案 第 5 3 号 小清水町民パークゴルフ場の指定管理者の指定について
- 第17 議 案 第 5 4 号 止別公民館の指定管理者の指定について
- 第18 議 案 第 5 5 号 町道の認定について

出席議員（9名）

1番	下平正吾君	2番	槻間善高君
3番	八木勝正君	4番	森浩君
5番	工藤孝一君	6番	大石誠示君
7番	高橋隆文君		
9番	中村俊之君	10番	坂田秀昭君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者

小清水町長	林直樹君
小清水町教育委員長	鬼塚茂君
小清水町農業委員会会長	今村昇君
小清水町代表監査委員	重成一男君

○委任を受け出席した者

副町長	森田明君
総務課長	権藤結君
企画財政課長	金原武浩君
町民生活課長	服部隆文君
保健福祉課長	鈴木祐之君
産業課長	久保弘志君
建設課長	斉藤高広君
子育て支援課長	河西定博君
教育長	渡邊等君
生涯学習課長	瀧口顕君
農業委員会事務局長	久保弘志君
監査委員事務局長	中野也寸志君

○本会議に従事した者

議会事務局長	中野也寸志君
書記	細川ひろみ君

◎開会の宣言

- 議長（坂田秀昭君）ただ今から、平成27年第7回町議会定例会を開会いたします。
（開会 午前9時30分）

◎開議の宣言

- 議長（坂田秀昭君）直ちに、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

- 議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は
5番 工藤孝一 議員 6番 大石誠示 議員
を指名いたします。

◎会期の決定について

- 議長（坂田秀昭君）日程第2、会期の決定について、議会運営委員会の報告を求めます。
高橋隆文議会運営委員長。
○議会運営委員長（高橋隆文君）はい。
○議長（坂田秀昭君）はい7番、高橋隆文議員。
○議会運営委員長（高橋隆文君）議会運営委員会の審査結果を報告いたします。
本定例会を開催するにあたりまして、去る12月14日と本日議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会議等について協議をいたしました。
本定例会では、一般質問者が3名5件、町長から提出されている議案は11件であります。
その内容につきましては、一般議案が9件、補正予算が2件であります。
その他、認定、意見書、選挙も予定されております。
従いまして、一般質問及び提出議案の内容件数を判断いたしまして、本定例会の会期は本日12月17日の1日間とすることが妥当であると判断したところでございます。
以上、議会運営委員会の報告といたします。
○議長（坂田秀昭君）議会運営委員長の報告は、会期1日であります。
これにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。
よって、会期を本日1日と決定いたしました。

◎議長諸報告について

- 議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を中野事務局長から報告させます。
○事務局長（中野也寸志君）諸般の報告をいたします。
本日の会議出席議員数は9名でございます。
欠席議員の状況でございますが、8番林幸雄議員より体調不良のため欠席届がなされております。
本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。
9月定例会後の議会閉会中における動向につきましては、報告書を配付しております。
監査委員から例月出納検査報告書を受領したもので、その写しを配付しております。
教育委員会から平成26年度教育委員会の活動状況の点検及び評価等に関する報告書について報告がありましたのでその写しを配布しております。
以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告について

○議長（坂田秀昭君）町長から挨拶がございます。

併せて、日程第3、行政報告について、報告書が配付されておりますので、町長の補足程度の説明を願います。

林町長。

○町長（林直樹君）定例町議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

今年も残すところ2週間となり、また、先月末に開かれた臨時町議会から間もない本日、平成27年第7回定例町議会を招集させていただきましたところ、議員の皆さまには、師走の大変お忙しい中にもかかわらずご応召を賜り、ここに定例町議会が開会できますこと、厚くお礼申し上げます。

また、この一年、議員の皆さま、町民の皆さま、関係各所の皆さまには、それぞれのお立場で協力をいただき、町政発展に向けたご尽力を賜りましたことに対しまして、この場をお借りして重ねてお礼申し上げます。

さて、本定例町議会に提案させていただきます諸案件でございますが、はじめに、条例関係でございますが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う町税条例の改正など、条例の一部改正3件、及びマイナンバー法の施行に伴い、同法に定める事務を処理するために必要な限度で町が保有する特定個人情報を利用できるようにするため、個人番号の利用に関する条例制定1件、次に、補正予算につきましては、9月補正予算編成以降の諸事情により必要が生じた事務事業経費、補助の内示等に伴う事業費及び財源調整につきまして、関係経費を計上いたしました一般会計及び農業集落排水事業特別会計の補正予算2件、次に、指定管理者の指定につきましては、平成28年3月をもって指定期間が満了となります、町営牧場などの指定管理者の指定4件、最後に、町道の認定につきましては、ほほえみ愛寿苑通りの新規認定1件でございます。

以上、議案11件を提案することとしておりますので、よろしくご審議のうえ、原案につきましてご協賛下さいますようお願い申し上げます、本定例町議会招集にあたっての挨拶といたします。

続きまして、行政報告をさせていただきます。

行政報告は、お手元に配布しております報告書のとおりでございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上で行政報告を終わります。

◎認定第1号

○議長（坂田秀昭君）日程第4、前回よりの継続審査、認定第1号、平成26年度小清水町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

○決算審査特別副委員長（八木勝正君）はい。

○議長（坂田秀昭君）はい3番、八木勝正副委員長。

○決算審査特別副委員長（八木勝正君）決算審査特別委員会の報告をいたします。

平成27年9月第5回町議会定例会において本委員会に付託されました、平成26年度小清水町各会計歳入歳出決算認定について、11月18日から19日までの2日間にわたり審査をしました。

審査にあたっては、審査要領及び着眼点等に基づき、各会計決算書、主要施策事業費調べ及び決算審査意見書等により慎重に審査を実施したところであります。

その結果、平成26年度小清水町一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計及び農業集落排水事業特別会計の全会計について、全員の賛成により、それぞれ認定すべきものと決定をいたしました。以上で決算審査特別委員会審査報告といたします。

以上で決算審査特別委員会審査報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）委員長に対する質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。
討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。
これより、前回よりの継続審査、認定第1号採決いたします。
原案に対する委員長報告は、認定であります。
平成26年度小清水町一般会計、小清水町国民健康保険特別会計、小清水町後期高齢者医療特別会計、小清水町介護保険特別会計、小清水町簡易水道特別会計、小清水町農業集落排水事業特別会計を一括して採決いたします。
委員長報告のとおり、認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。
よって、認定第1号は、認定と決定いたしました。

◎意見案第12号

- 議長（坂田秀昭君）日程第5、意見案第12号、TPP協定への調印・批准はしないことを求める意見書案の提出についてを議題といたします。

提出者、八木勝正議員の説明を求めます。

- 3番（八木勝正君）はい。議長。

- 議長（坂田秀昭君）はい3番、八木勝正議員。

- 3番（八木勝正君）はい3番、TPP協定への調印批准はしないことを求める意見書案の提出について、TPP大筋合意の詳細と協定本文を速やかに開示し、国会、国民の議論を保障すること、それができなければ協定への調印批准は行わないことを強く要望します。

以上地方自治法第99条の規程により意見書を提出します。

慎重審議のうえ何卒ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

- 議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。
討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第12号、採決いたします。

原案のとおり決すにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。
よって、意見案第12号、原案のとおり可決されました。

◎選挙第5号

- 議長（坂田秀昭君）日程第6、選挙第5号、選挙管理委員及び補充員選挙を行います。

お諮りいたします。

- 選挙の方法は議会運営基準に基づき、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議会運営基準に基づき、議長において指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前9時42分

再開 午前9時43分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

選挙管理委員には、小清水町字東野74番地の15、吉田正貴氏。

小清水町字小清水672番地の12、中村静江氏。

小清水町字萱野132番地、山中良博氏。

小清水町字止別297番地、権藤繁藏氏を指名します。

お諮りいたします。

ただ今、議長が指名した4名を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、ただ今指名いたしました4名が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、小清水町字小清水108番地の89、片山修子氏。

小清水町字小清水332番地、菅野美幸氏。

小清水町字浜小清水396番地の2、桑迫孝幸氏。

小清水町字共和651番地、西村篤氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議長において指名いたしました4名を選挙管理委員補充員の当選人とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、ただ今指名した4名が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りいたします。

補充の順序はただ今議長が指名した順序にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、補充の順序はただ今指名した順序に決定しました。

◎一般質問

○議長（坂田秀昭君）日程第7、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

なお、質問は簡潔明瞭に努められるようお願いいたします。

最初に5番、工藤孝一議員。

○5番（工藤孝一君）先に通告してあります3点について質問させていただきたいと思います。

まず最初に1点目ですが、TPP協定の筋合意についてであります。

難航したTPP交渉は10月ついに筋合意に達したと発表され、歴史的快挙のように報道されました。

しかし、今回の筋合意は最終決着ではなく、決裂しなかったと装うための見切り発車の合意に過ぎません。

現に11月はじめに公表されました、協定の条文も暫定版とされています。

これで終わりではありません。

今後は、協定全般と2国間協議を含む交渉経過を明らかにし、国会決議と整合するという根拠が示せない限り批准の進めざるべきではないという立場で、オホーツク圏活性化期成会に要請すべきだと思いますが町長の所見を伺います。

2点目ですが、公務の民間委託ということで自治体の民間化は、非効率な行政を効率化するものとして、国をあげて進められてきました。

マスコミでも行政の仕事には無駄が多い、行政も民間を見習って努力せよなど、これを後押しをする論調が大半です。

しかしながら人間の暮らしというものはすべてが市場経済で賄えるものではありません。

人間としてより良く生きるための営みや、市場競争に耐えられない人々の生活を支える公共サービスの数々を市場原理とは本来的に相容れない領域です。

そして、これらの領域を支えてきたのが地方自治体です。

町民生活に密着し、仕事をしている委託職を一般職に変更すべきだと思いますが町長の所見を伺います。

最後に3点目ですが、小中一貫教育についてであります。

先月11月30日、小中学校父母の要請で、小学校中学校の校長先生と教育委員会による小清水町小中一貫教育に関する保護者説明会が開催されました。

保護者からは、多くの不安や意見が出され、PTA役員の方から最後に、この問題できちんとなかったら小清水町の汚点になりますとの発言がありました。

平成29年小中一貫校の実施にこだわらず、保護者との信頼関係を築くべきだと思います。

教育長のご所見を伺います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）1点目のTPP協定の筋合意につきましてお答えいたします。

先程、意見案第12号、TPP協定への調印批准はしないことを求める意見書につきまして、全会一致で可決されたところがございますが、私も農産物重要5品目の関税撤廃を例外とした国会決議は守られたという国の説明には疑問を感じているところがございます。

また、TPP協定に関して、国民に対する説明及び国民的な議論も不足しているものと感じております。

しかし、10月5日米国アトランタで開催された閣僚会議におきまして、TPP協定は筋合意に至ったものであり、今後同協定への調印、批准の進められることにつきましては、不本意ながらも受け入れざるを得ないものと判断しているところがございます。

今後におきましては、本町の基幹産業である農業を守るため、TPP筋合意に伴う農業生産者の不安を払拭し、将来にわたり安心して農業を継続できる環境を作り上げていかなければならないものであります。

国におきましては、11月25日に策定した総合的なTPP関連政策大綱に基づき、農業の体質強化策を展開していくこととされております。

町といたしましては、TPP協定の影響を緩和する経営安定対策はもとより、担い手の育成や収益力の向上といった施策の展開について、北海道町村会、オホーツク圏活性化期成会などの関係機

関と連携のうえ、国及び北海道に対して、強く要請していく所存でございますのでご理解いただきたいと存じます。

続きまして、2点目の公務の民間委託についてのご質問にお答えします。

町の仕事は、さまざまあるわけでございますが、現在2つの業務を民間にお願いしておりますが、職員の配置等につきましては、業務内容や業務量、職員数の動向や人事異動などを総合的に勘案した中で、時々状況に応じた適材適所との考えを基本に行っております。

一方で公共サービスの民営化につきましては、国の方針においてその推進の方向性が打ち出されているところですが、町の仕事は、どの職種も町民生活に密着した業務でありますことから、今後におきましても、限られた財源の中で業務内容等を十分精査したうえで、職員の配置等につきましては、最小の経費で最大の公共サービスが提供できるよう、補充も含めた適材適所を基本に柔軟に対応して参りたいと考えております。

○議長（坂田秀昭君） 渡邊教育長。

○教育長（渡邊等君） 3点目のご質問にお答えいたします。

小中一貫教育につきましては、保護者の皆さんに対し、その内容や必要性などを理解していただく場として、本年度3回にわたり新しい教育づくりと題した研修会を開催して参りました。

また、教育現場においては、学校長をはじめ学校教員で構成する義務教育学校教育課程準備委員会を設置し、小中一貫教育に関する基本的な考え方の整理、課題の洗い出しと課題解決方策や基本的工程等についての協議検討を行い素案をまとめていただいたところであります。

ご質問の11月30日の保護者説明会では、本町が一貫校を志向することになった経緯と目的、また、現在までの取組みと今後に向けての考え方や取組み等についての説明を行い、さまざまなご意見やご質問をいただいたところであります。

ご指摘のように保護者との信頼関係の構築が何より大事であると考えておまして、今後に向けては、小中一貫教育の推進について協議する場として、学校長、教育委員会、保護者で組織する小清水町小中一貫教育推進協議会を設置いたしますので、これまでのさまざまなご意見等を踏まえ、課題などを一つ一つ整理するとともに、協議会における内容などにつきましては、随時、学校便りのほか町広報誌等も活用しながら保護者の皆様に周知するとともに、小中一貫教育についてご理解をいただけるよう進めて参りたいと考えているところでございます。

○議長（坂田秀昭君） はい5番、工藤孝一議員。

○5番（工藤孝一君） はい5番。

今、林町長から不本意であるが今後の所得、収益力向上のための対策に向かざるを得ないということを受けとらしていただきましたが、特に、TPP交渉の合意に至る中で1番特徴的だったのが、農業問題とは離れますが、巨大製薬会社、今回の交渉で特徴的な製薬会社自らの利益を増やすために、皆さんご承知のジェネリック医薬品、安い価格の薬品の特許の保護期間の問題、これはTPP交渉そもそもは規制を取っ払うというのが本来の趣旨で始まったのがTPP交渉です。

これとは全く逆の交渉内容として、こういう12カ国の人々の健康や命を損ないかねない問題としてジェネリック医薬品の問題で最後まで反対を貫いたのはオーストラリアでした。

TPP交渉はまだ終わってませんが、協定はまだこれからですが、そういった人間として生きる最低限の命を守るための安いジェネリック医薬品に対する交渉も、大企業を優先するという流れになって、その点もまだ最終的には決まっていなかなと感じておりますが、その点ともう一つ北海道新聞の11月24日付けに報道されました、北海道179市町村ございますが、そのうち6割、134の市町村の首長さんが今回の大筋合意に対して反対であるとお答えになり、6割の市町村の方がマイナスの影響があるという大きな危機感の強さが浮き彫りになったという報道がありました。

この点も、含めて答弁はよろしいです。

こういう流れの中で今回の大筋合意があったということで、できましたら活性化期成会ではどのようなお話になるかも含めて答弁をいただきたいと思っております。

それと2点目ですが、公務の民間委託については、近隣の町、そして北見市、網走市をはじめ清

里、斜里、大空町、美幌町などでは民間への委託職員はいません。

一部業務委託で水道業務の水道メーターの検針員あるいは国保病院の受付の係、そういうところでの委託職はありますが、こういった委託という契約よりも直接雇用関係の方が望ましいのではないかとこのように思います。

答弁をいただきたいと思います。

3点目に、小中一貫教育ですが、9月15日に開催されました第5回定例会で中村議員の方から保護者と学校の連絡協議についてと題する質問をされています。

それに対するお答えで、林町長からは小中一貫について、今学校で検討に動き出したばかりですと、学校便りだけでなくさまざまな方法で進めるべきだと思いますとお答えになっています。教育長からも今後十分保護者、地域に説明して新しい教育づくりを進めたいというご答弁でありました。

今後、今お答えにありました推進協議会を設置して進めるというご答弁でしたが、その前に地域ごとに保護者に対する説明会、あるいは懇談会をやる必要があると考えます。

中学校、特に小学校のPTAの役員の方は、次の世代の保護者も含めて今回の小中一貫教育について、誰のためになんのために行っているのか、これをやはり理解を深める必要があるというふうにもおっしゃっています。

できれば、教育委員会、教育長を先頭に5名の委員さんの方々も含めて、各地域の保護者との懇談会を進める必要があるというふうに思います。

小学校の再編統合、小清水小学校とへき地5校と再編統合の時にも小中連携を目標にしたことを含めたお話をされたかと思いますが。

このことについては地域によってかなり再編統合の時からも時間が経っています。

その小中連携についてはかなり地域ごとにも温度差がありますから、そこらへんは推進協議会という形で全町一本で、父母の代表者という形でやる前に各地域の保護者と膝を交えた懇談会を設置していただきたい。

このことは小中一貫に向けて、かなり時間のかかる遠回りな事業になるかと思いますが、遠回りしてでもこの事業を10年後20年後やって良かったと言える取り組みにしていきたいと思えます。

答弁を求めます。

○議長（坂田秀昭君）1問目の関係なんですけど、答弁いらないという・・・

○5番（工藤孝一君）すみません、その点はいらないの訂正してできれば・・・

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めると。

○5番（工藤孝一君）活性化期成会の中でも、今後、今林町長が言われた趣旨で進めるということで受け取っていいののかどうかもお聞きしたいということです。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）お答えしたいと思います。

1点目のTPPの関係については、先程答弁したとおりでございますので、小清水町の農業者が今後ともしっかりと経営できるように、経営安定対策含めてそういった関係について、町村会だとかオホーツク圏活性化期成会の方で、要請活動をしていきたいということでございますので、先程の答弁のとおりでございます。

それから2点目でございますが、近隣町村調べた結果、小清水のような事例は少ないよというお話でございましたけども、現在公務の民間委託の関係でご指摘のありましたのは、窓口業務で1名、それから栄養士業務で1名ということで、これはあくまでも業務委託をしているということでございます。

そのうちの一つの総合窓口業務につきましては、戸籍の電算化も一段落いたしまして、今後、町民生活課の職員全体で対応するというようになっておりますので、来年の3月をもって窓口業務の業務委託については廃止するという考え方でございます。

次に栄養士業務でございますが、専門的な資格が必要なことから、引き続き業務委託すると考えております。

主な業務といたしましては、町立小清水保育所の給食の献立業務、これが中心でございます。もう一つは、町民の健康のために栄養士活動をしていただいているということでございます。

私は、工藤議員の見解とは少し違います。

なんでもかんでも町職員がしなきゃならないのかということでは、私はないと、第一に町民のためにどの方法がいいのかということを考えて選択をしていることでありまして、ご指摘の点については、役場庁舎内で勤務しているということは、そのとおりでございますが、例えば業務委託としてご存じのとおり、町道の維持管理、除雪を含めた、この関係についても業務委託しておりますし、スクールバスの運行業務、学校施設管理業務、学校等給食業務、それから社会教育バス運行業務、町の廃棄物最終処分場の管理、それから一般廃棄物収集業務、それから資源リサイクル物品の回収処理業務、これらも全て業務委託をしているわけございまして、それをすべて職員ですということにはなかなかならないということですから、民間活力も含めて、町の行政一般をどのようにすることが町民サービスになるかと、これを目的に私どもは選択しているわけございまして、たまたまご指摘の2名は庁舎内にいるというだけでありまして、あくまでも形態としては業務委託ということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（坂田秀昭君） 渡邊教育長。

○教育長（渡邊等君） それでは小中一貫教育に関してお答えいたします。

今、教育委員会主導で、小中一貫教育の新しい学校づくりを進めておりますが、これについては義務教育9年間の教育課程を編成することを目的に、まず学校の指導方法を変えることを根本的に考えて進めたいと思っております。

今、子どもたちの学力は15歳の学力を最低限保障するというので、大きな課題ですので、小清水町においては、これまでの小中ジョイント授業だとか、小中連携事業で十分その効果が期待されておりますので、ぜひこれを小中一貫教育に新しい教育づくりとつなげていきたいと考えております。

ただ色々保護者の中にはまだ、義務教育学校の新年度スタートの、法律がとっているんですが、詳しい政省令がまだ公布されておられません。

ということで、なかなか詳しい情報については発信できなかったのですが、先程も答弁したように、新しい教育づくりとして教育委員会、小中学校長、保護者もできれば各学年1名ずつくらい数多くいれて、この新しい義務教育の在り方の協議会でいろんな課題を整理して参りたいと考えております。

今、ご指摘のように、再編の時には地域の懇談会、保護者とか、地域とか、色んな合意をいただいた経緯で、地域ごとに色んな話し合いを進めて参りましたが、工藤議員がおっしゃられるように、地域差で温度差があるんでないかというご指摘については、課題として捉えていく必要があるかなと思っております。

ただ、整理としては、この協議会で素案をたたき台として、一つひとつ課題を整理して、決まったことについては、あくまでも小中学校の学校から、PTA保護者に情報を発信して、理解をいただきたいと考えております。

地域ごとにも必要だというお考えですが、小清水町は再編と同時に小学校1校、中学校1校となっておりますので、あくまでも一本体制性の小学校区の保護者として、やっぱり教育委員会としてはそこから情報発信をして理解をいただいきたいと考えています。

なお、先般の止別の町政懇談会の席上でも、かなり小中一貫の話題がでております。

こういった地域とか保護者も含めた地域のそういった機会があれば、その中で色んな情報をお話ししてご理解をいただきたいと考えております、以上です。

○議長（坂田秀昭君） 5番、工藤孝一議員。

○5番（工藤孝一君） ただいま、教育長からご答弁がりましたが、新しい指導方法も含めて、考

えて進めて、小中一貫で進めていきたいということですが、この9月の定例議会でも町長の方から今までずっと何十年も6、3制でやってきたことを変えるってことは、やっぱり父母にとっては大きな、かなりの壁、ハードルになるというお答えもありましたが、今回30日の説明会では70名を超える父母の方が、2時間を超える、予定の時刻を大幅に超える、意見、説明を求める説明会になった経緯があります。

そのことは、やはり自分たちも小中一貫に決して悪いとは言っていないと、多くの疑問や説明不足の点があるから、自分たちの思っていることや、子供たちの将来にとってどうなのかと、やはりはっきりとした理解が、説明が伝わっていない、そういうことが見て取れる説明会ではないかと思えます。

そういった意味では、やはり十分に保護者のこれからの、10年20年先、自分たちもそういう先を見通した、教育行政にも意見を取り入れて欲しいという、これ、別の面で見れば小清水町の学校教育に対する前向きな姿勢というふうにもとるべきだと私は考えます。

そうしなければ、教育行政、行政主導で日程、先にありきで進めていいのかという半身に構えたような、そういう受け取りも今、小清水町内全域の父兄の中には、霧がかかったような、そういう状態を大きく感じる、今、現瞬間です。

何度も繰り返しになりますが、地域の中での話し合いを進めることが、今の小中一貫を進める上で大きなステップとしてとらえて、これは教育委員さんも含めてとらえていただけたらというふうを考えます。

再度答弁を求めます。

○議長（坂田秀昭君）渡邊教育長。

○教育長（渡邊等君）お答えいたします。

色々新しい教育づくりの中で、法律が決まった中で、先行している中で、詳しい政省令が出てないということで、なかなか教育委員会も細かい発信ができなかったことについては、お詫びを申し上げます。

ただ、新しい教育をするためには、これまでの小中学校の文化を何で、変えていくんだというそういった疑問とか、声をかなり多くいただいております。

今、教育委員会としては、新しい教育づくりを目指すのは、子供たちは社会にでて、次年度から18歳の選挙権とか、社会で全国にどこに子どもたちが巣立っても、競争に負けない社会人となっていくために、義務教育最低限の15歳の学力は保障していく必要があるんだということ、今新しい教育づくりに向かってます。

こういったご指摘については、先程言ったように協議会で十分、一つひとつ検討していただいて、決定したことについては詳しい情報を発信したいと思っておりますが、教育課程をどうするか、学習指導に沿った教育課程をどうやっていくかについては、学校現場で色々検討していただいて、教育行政として方向付けは、やはりビジョンもっていかないと、これはアンケートとってどうですかということにはならないと、私は考えております。

ですから、今新しい教育づくりで、5、1、3という教育方針を出しています。

これは、国のまだ省令が出てませんが、義務教育学校と一本化の学校ではなくて、それぞれ小学校、中学校の現状のまま新しい教育課程を編成、9年間の教育課程を特例としてでなく、教育委員会の判断でできますという制度にのっていかうということで、今考えています。

ですから、たまたま今6年生が中学校に登校していますが、9年間の仕組みのやり方を変えるということで、小学校、中学校は基本的に残っていきますので、そういった情報もこれから詳しい形で発信して、なるべく保護者の皆さまには現状では理解されていないと思っておりますが、一つひとつ整理して、理解をいただいた中で進めていきたいと考えています。

また、地域の懇談会については、もし要請があれば必要に応じて別途、検討をさせていただきと思っております。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）次に、1番、下平正吾議員。

○1番（下平正吾君）先に通告してございました、小清水農業振興計画について、町長にお伺い申しあげたいと思います。

TPPの大筋合意によって農業が大きく変わろうとしています。

本町の基幹産業として重要な役割と位置づけ、持続可能な安定した小清水独自の農業基本構想が必要と考えます。

これが人口減少の歯止めになり、担い手減少、後継者対策に繋がると思っております。

第9期小清水町農業振興計画の策定には、現在の計画の検証を行い、各関係機関との連携協力をいただき、より良い振興計画であることを望みます。

町長の検証含めて考え方についてお伺い申し上げます。

よろしく申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）お答えしたいと思います。

本町における農業関係者の共通の指針となります第8期小清水町農業振興計画は、平成23年9月に策定、計画期間は27年度までの5ヶ年間となっております、本年度が計画の最終年次となっているところでございます。

次期計画となる第9期計画は、本年3月に策定されました国の新たな、食料農業農村基本計画や北海道が本年度中に策定することとしている、第5期北海道農業農村振興推進計画との整合性を図りながら、今後策定に向けた作業を進めることとしているところでございます。

この策定にあたりましては、議員からご提案のありましたとおり、第8期計画の基本目標、主要施策の展開及び目標とする農業経営指標等について、関係機関のご意見等をいただきながら検証を行い、次期計画にしっかり反映していかなければならないものと考えております。

また、本年10月5日に大筋合意がなされたTPP協定が、本町農業に与える影響は大きいものと認識しておりますので、この対応策につきましても検証のうえ反映していかなければなりません。

今後想定される人口減少社会に対応するため、まちひとしごと創生総合戦略を本年11月に策定したところでありますが、この中でも本町の基幹産業である農業の持続的な発展が地域経済に大きく貢献するものと位置付けているところであり、農業者が将来にわたり安心して農業を継続できる環境を作るため、農業協同組合をはじめ各関係機関と連携を図りながら、未来ある第9期小清水町農業振興計画の策定作業を取り進めていく所存でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君）はい1番、下平正吾議員。

○1番（下平正吾君）この振興計画について、以前にも私、町長にお伺いしてございますので、今と同じような話が聞いてございますので、この点については、いいかと思っておりますが、できれば、この振興計画が、第8期が23年の9月に作られたということでございますので、本年度も9月頃というふうに考えてよろしいのか、それと、その前に営農類型含めて私ども議員にも、議員協議会通じて説明があれば、私はいいかと思っておりますので、その点もお伺いしたいと思います。

よろしくお伺いしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）お答えしたいと思います。

策定期間につきましては、議員がおっしゃるとおり、来年の9月頃を目標に策定する計画となっております。

その理由は先程申し上げましたとおり、北海道の計画が、本年度末をもって策定するというところでございますので、たぶん、来年の3月くらいまでには北海道の計画が出来上がりますので、国の計画、そして北海道の計画との整合性が必要でございますので、それ以降策定作業に入るということでございますので、だいたい9月ぐらいを目標に策定できるのかなというスケジュールでございます。

営農類型その他について、できれば議員協議会等で事前に説明いただければありがたいというご提案がありましたけれども、このことについては、今後担当部署と協議して、関係機関とも協議しながら、そういう機会が作れればしたいと思っておりますので、今ここで開催しますとはいう約束はできませんけれども、今後関係機関等々協議しながら進めて参りたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）次に7番、高橋隆文議員。

○7番（高橋隆文君）7番、私の方からは、1点お伺いをしたいと思います。

地域住民生活等緊急支援、施策の評価と検証についてお伺いいたします。

平成27年度から実施されております、地域住民生活等緊急支援事業につきましては、地域消費喚起生活支援型、地方創生先行型共に本町において実施されているところでございます。

特に地方創生先行型施策につきましては、地方版総合戦略に盛り込む事として、PDC Aサイクル実施計画では、K P Iを設定し事業を実施し外部有識者も参加した検証、機関における検証し総合戦略改善、改訂をするとされており、施策の効果や目標達成の状況等を検証し、改善につなげて行く仕組みを用いて実効性を確保することとしておりまして、今後の評価と検証について所見をお伺いいたします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）お答えいたします。

はじめに、まちひとしごと創生総合戦略に係る施策、事業の検証に関してのご質問ですが、総合戦略には政策分野ごとに5年後の基本目標を設定しており、この基本目標には、住民にもたらす便益又は、行政活動そのものの結果に関する数値目標を設定するとともに、各施策における重要業績評価指標、これがK P Iですけど、を設定しているものであります。

ご質問にありますとおり、総合戦略を着実に実施していくためには、設定しております数値目標等を基に、実施する施策、事業の効果を検証し、必要に応じて総合戦略を改定するという一連のプロセスを実行していくことになり、プラン、ドゥ、チェック、アクションの4つの視点をプロセスに取り組むこととしているものであります。

本町における施策、事業の効果検証に関しましては、平成31年度までの戦略実施期間中、毎年度その検証を行うこととしており、検証に当たっては、総合戦略策定に携わっていただきました総合戦略推進会議において行うこととしていただいております。

具体の検証事務、スケジュールにつきましては現在検討中ではありますが、前年度の取り組み経過、翌年度への予算反映などを踏まえ、総合戦略推進会議において検証し、数値目標やK P I、更にはプロジェクトや施策内容の修正や追加を行い総合戦略の改定を進め、まちひとしごと創生を実現していくこととしております。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）はい7番、高橋隆文議員。

○7番（高橋隆文君）今答弁をいただきました説明であります、このPDCサイクルによりまして、平成27年度にプランと実施計画、K P Iを設定いたしまして、事業を実施することとなっております。

加えて、28年度から外部有識者も加えた検証、改訂をするということになっておりまして、外部有識者も参加した検証ということになりますと、今答弁をいただきました、総合戦略推進会議で行う検証になるだろうと思っておりますが、総合推進会議の役割といたしましては、策定に関して取り組みの方向性、具体案の議論ということになっております。

検証、評価、改訂までの役割が、位置づけがなされているのかお伺いをしたいと思いますし、また、この地域住民生活等緊急支援対策事業につきましては、今答弁がありましたように、総合戦略に盛り込まれているということでもありますし、総合戦略は第5次小清水総合計画の後期計画も兼ねているということでございます。

更に加えて、2016年、来年度から、新型交付金制度の概要も決定したということでもございますので、今後単なる検証を実績報告ではなくて、事業の間でも検証報告が必要かと思っておりますので、この2点についての答弁をいただきたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）事務的な所がございますので、私の方から経過等について、2点お答えさせていただきたいと思っております。

まず1点目の総合戦略推進会議の位置付けの部分についてのお尋ねですけれども、総合計画の戦略の策定、人口ビジョン策定は基より、総合戦略の推進にかかる事項ということで設置要綱の中で記載してございますので、その要綱に基づきまして、次年度以降につきまして、検証の事務にも携わっていただくということにしておりますので、ご理解をいただければと思っております。

2番目の総合計画の位置づけであったり、それから新型交付金の活用であったりという部分でございますけれども、総合計画の後期計画につきましては、その位置づけにつきまして、先般開催の議員協議会等について、位置づけ、それから今後の進め方について説明させていただいたとおりでございます。

それと新型交付金につきましては、新型交付金が出るよということは、新聞報道等で情報的には得ておりますが、その中身の具体については、文書等の通知はまだきておりませんので、今後新型交付金等の中身等についてですね、数値があった段階で本町にとってどのような戦略のあたりかたができるのかというところも検証しながら交付金の活用について、順次検討して参りたいと思っておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君）以上で通告の一般質問は終了いたしました。

これをもって一般質問は終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩	午前10時32分
再開	午前10時44分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

◎議案第45号

○議長（坂田秀昭君）日程第8、議案第45号、町税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

服部町民生活課長。

○町民生活課長（服部隆文君）ただいま上程されました議案第45号、町税条例等の一部を改正する条例制定について説明申し上げます。

説明に入ります前に、議案の訂正をお願いいたします。

議案の8ページでございます。

中段の表題でございますが、町税条例等の一部改正する条例の中で、一部の後に、をの文字をいれていただき、町税条例等の一部を改正する条例に訂正させていただきます。

大変申し訳ありませんでした。

それでは説明に入らせていただきます。

この改正につきましては、主なものとして、平成27年度の地方税法の改正において、納税に関する猶予制度が見直しされたことを受け、町税における所要の改正を行うものでございます。

内容の説明にあたりましては、別途配付しております、新旧対照表及び町税条例等の一部を改正する条例の概要により説明申し上げます。

まず、資料、町税条例等の一部を改正する条例の概要についてをご覧ください。

納税の猶予制度につきましては、平成26年度の税制改正により、国税において、納税者の負担を考慮した、税の徴収の猶予、及び財産の換価の猶予制度として見直しが行われたことを受け、平成27年度の地方税法の改正において、国税の制度改正を踏まえた見直しが行われ、地域の実情に応じて条例で定める仕組みが導入されたことに伴いまして、必要な事項を今回新たに追加いたしました。

地方税法における猶予制度は、資料の2項に記載のご覧のとおりですが、これまでの規定に加え、猶予に係る分割納付の方法や申請による換価の猶予制度などを、新たに規定しております。

改正する条文の概要は、資料裏面に記載しておりますが、新旧対照表と併せてご覧ください。

まず、第8条では、徴収猶予にあたり分割納付できること、第9条で申請の手続きについて規定いたしました。

第11条で換価の猶予の手続きを規定し、第12条において新たに導入された、申請による換価の猶予を規定しております。

第13条では、猶予の際に担保を必要としない場合を、徴収金が100万円以下である場合、期間が三月以内である場合として規定いたしました。

次の、第18条は文言の整理でございます。

次の、町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例でございますが、いわゆるマイナンバー法に係る規程の整備として、地方税法施行規則が改正され、平成27年9月30日に公布されたことに伴い、関連する規定及び文言の整理を行ったもので、ご覧のとおりでございます。

最後に、附則第1条として条例の施行を、法と合わせ平成28年4月1日としております。

第2条は、猶予に関する新たな規定の適用を、施行日以降としているものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第45号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第45号、原案のとおり可決されました。

◎議案第46号

○議長（坂田秀昭君）日程第9、議案第46号、小清水町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

権藤総務課長。

○総務課長（権藤結君）ただ今上程されました議案第46号、小清水町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例制定についてご説明いたします。

議案書の17ページになります。

条例制定の主旨につきましては、10月5日に施行された、マイナンバー法により、社会保障や税制などの分野で、個人番号が利用されることになりました。

国などの行政機関が行う事務については、その法律に明記されたところですが、地方公共団体が行う事務については、条例で定めることにより利用が可能となることから、マイナンバー法第9条第2項に基づき、個人番号を利用する事務及び特定個人情報の連携範囲について定めるものでございます。

議案書の19ページをご覧ください。

別表第1の重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費給付に関する事務と、乳幼児及び児童等医療費の給付に関する事務の二つにつきましては、申請などの際に、個人番号を利用して手続きできるようにするもので、別表第2に明記しています。12の事務につきましては、それぞれの事務で保有している特定個人情報を連携して利用できる範囲を定めるものでございます。

施行期日につきましては、マイナンバー法の施行期日を定める政令に基づき、平成28年1月1日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第46号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第46号、原案のとおり可決されました。

◎議案第47号 及び 議案第48号

○議長（坂田秀昭君）日程第10、議案第47号、及び日程第11、議案第48号、小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について。

小清水町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

鈴木保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木祐之君）ただ今上程されました議案第47号、小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、議案第48号、小清水町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、一括してご説明申し上げます。

この2件の条例の一部改正は、番号法等の施行に伴いまして、国民健康保険法施行規則並びに介護保険法施行規則における申請事項等に個人番号を追加する一部改正が行われたところでありまして、この改正により、これら法施行規則に基づき各々の条例に定める、保険料の徴収猶予、保険料の減免等の申請に際し、個人番号を申請書に記載する規定を追加する一部改正を行うものでございます。

説明にあたりましては、別途お配りしております、それぞれの新旧対照表により説明させていただきます。

はじめに、議案第47号、小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定では、第31条第2項第1号において保険料の徴収猶予の申請について、第32条第2項第1号において保険料の

減免の申請について、第33条の2第1項第1号及び第2号において、事業所の倒産、解雇など非自発的に失業された方を対象とする特例対象被保険者等に係る届出について、それぞれ個人番号を記載する規定を加えるものでございます。

次に、議案第48号、小清水町介護保険条例の一部を改正する条例制定では、第20条第2項第1号において保険料の徴収猶予の申請について、第21条第2項第1号において保険料の減免の申請について、それぞれ個人番号を記載する規定を加えるほか、軽微な文言修正をする改正でございます。

最後に附則ですが、条例の施行期日を、番号利用法の施行期日を定める政令の規定に基づきまして、いずれも平成28年1月1日からと定めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第47号、及び議案第48号、一括して採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第47号、及び議案48号、原案のとおり可決されました。

◎議案第49号 及び 議案第50号

○議長（坂田秀昭君）日程第12、議案第49号、及び日程第13、議案第50号、平成27年度小清水町一般会計補正予算第5号について。

平成27年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）ただ今一括上程されました、議案第49号及び議案第50号、平成27年度小清水町各会計補正予算、始めに議案第49号、平成27年度小清水町一般会計補正予算第5号についてご説明申し上げます。

別冊の補正予算書3ページをお願いいたします。

歳入歳出の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3324万2千円を追加し、予算の総額を58億6783万9千円とするものでございます。

10ページをお願いいたします。

歳出予算についてですが、事業費確定による減額分を除く主なものについてのみ説明をさせていただきます。

主要施策調と合わせてご覧下さい。

はじめに、2款総務費ですが、1項総務管理費は、1目一般管理費、12節役務費で、平成26年度繰越明許費事業で実施しておりました公共施設Wi-Fi整備事業の完了に伴う接続回線費用として通信費74万8千円追加、13節委託料は、電算システムのセキュリティ強化対策費用113万8千円、行政システムのデータセンター化に伴い中間サーバー接続装置設定業務委託料34万1千円をそれぞれ追加、14節使用料及び賃借料は、行政システムデータセンター化に伴うハウジング使用料として、中間サーバー接続設備使用料48万6千円追加、18節備品購入費は、電算システムのセキュリティ強化に係る追加パソコン等備品購入費295万5千円追加、4目財産管理費、

25節積立金は、6件のふるさとづくり寄附金の基金積立金14万円追加、8目交通対策費、19節負担金補助及び交付金は、網走バスの路線維持、運行補助としまして1012万4千円追加、合わせまして、1593万2千円追加。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費、1節報酬は、執行残の減額を、13節委託料は、選挙年齢改正に伴うシステムの改修業務委託料4万9千円追加、次のページになります。

2目知事及び道議会議員選挙費、3目町議会議員選挙費、次のページになります。

4目海区漁業調整委員会委員選挙費は、いずれの目におきましても各執行経費の実行減であり、4項選挙費合わせまして465万8千円減額計上するものであります。

次に、3款民生費は、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、19節負担金補助及び交付金で、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の事業完了に伴い、給付金合わせまして71万4千円減額、25節積立金は、3件の寄附金積立金27万1千円追加、3目老人福祉費は、8節報償費及び20節扶助費においてそれぞれ執行残を減額、合わせまして131万8千円減額、次のページになります。

2項児童福祉費、4目保育所費、15節工事請負費で、執行残8万円を減額、5目へき地保育所費、7節賃金で、年度内執行に不足が見込まれます臨時保育士賃金50万1千円追加、合わせまして42万1千円追加計上するものであります。

次に、4款衛生費は、1項保健衛生費、2目健康推進費、13節委託料で、予防接種者数の増及び単価増により予防接種業務委託料40万円追加、3目母子衛生費、13節委託料は、妊婦届出者の増により妊婦一般健康診査業務委託料30万円追加、4目医療保険費、19節負担金補助及び交付金は、平成26年度負担額確定に伴います精算額といたしまして、後期高齢者医療広域連合負担金196万6千円追加、23節償還金利息及び割引料は、平成26年度国庫負担金及び道補助金の確定に伴う返還金10万2千円追加、合わせまして276万8千円追加計上するものです。

次のページになります、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金は、平成27年度事業申請確定に伴い、環境保全型農業直接支援対策事業費補助金105万6千円追加、道補助金を財源とし実施する耕作者集積協力金交付事業として、機構集積協力金交付事業費補助金592万8千円追加、4目畜産振興費、19節負担金補助及び交付金で、大雪などによる牧柵断線箇所の修繕費用及び牧草の生育不良に対応する牧草購入費等に関し、協定書に基づく町のルール負担分として、町営牧場管理費用負担金305万5千円追加、5目農業農村基盤整備推進費、12節役務費及び13節委託料は、それぞれ執行残を減額、19節負担金補助及び交付金で、北海道土地改良事業団体連合会出向職員給与等負担金は、当初予算計上額の差分として258万9千円減額、小清水町農業協同組合派遣職員給与等負担金は、執行額精査に伴い58万2千円追加、合わせまして786万8千円追加計上するものであります。

7款商工費は、1項商工費、2目商工振興費、19節負担金補助及び交付金で、住宅リフォーム等助成事業の申請者数増により、地域経済活性化事業費補助金230万円追加、商業起業化支援活性化事業費補助金は、町内において空き店舗等を活用し商業を営もうとするもの、及び商業を営営するもので、今後も継続して魅力ある店舗づくりを行う事業者に対し、設備投資等の助成を行うこととし、本年度執行見込額800万円追加、合わせまして1030万円追加計上するものです。

次のページになります、8款土木費は、2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費、13節委託料で、本年度施工の4路線の道路台帳補正業務委託料78万9千円追加、3項住宅費は、2目住宅建設費、15節工事請負費で、緑ヶ丘団地2号棟、1棟4戸の解体を実施することとし、公営住宅解体工事請負費250万円追加計上するものです。

次に、10款教育費ですが、1項教育総務費、3目私学振興費、次のページになります。

2項小学校費、2目教育振興費は、それぞれ執行残を減額、3項中学校費、1目学校管理費、11節需用費で、中学校校舎電気料の執行額精査により光熱水費200万円減額、2目教育振興費、8節報償費は、スキー授業の実施に際し、特別支援生徒の指導者に人員不足が見込まれることから、スキー協会に講師を依頼する講師謝礼4万5千円追加、合わせまして195万5千円減額計上、5項社会教育費、2目社会教育振興費、13節委託料は、年度内執行に不足が見込まれる社会教育バ

ス運行業務委託料120万円追加、次のページになります。

6項保健体育費、19節負担金補助及び交付金は、ママさんバレーボール大会、道新カップ小学生バレーボール大会、北海道スポーツ少年団バレーボール交流大会出場に係る社会体育指導者等派遣費補助金21万5千円追加計上を行うものです。

続きまして歳入予算ですが、7ページにお戻り下さい。

まず、9款地方交付税は、財源調整分といたしまして2849万4千円計上、13款国庫支出金は、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金で、選挙人名簿システム改修補助金2万4千円追加、2目民生費国庫補助金は、事業完了に伴います臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金補助金合わせまして、歳出同額の71万4千円減額、5目教育費国庫補助金で、幼稚園就園奨励費補助金18万円減額、合わせまして87万円減額するものであります。

14款道支出金は、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金で、環境保全型農業直接支援対策事業費補助金79万3千円、機構集積協力金交付事業費補助金592万8千円、合わせまして672万1千円追加、次のページになります。

3項道委託金、1目総務費道委託金で、知事及び道議会議員選挙費交付金及び海区漁業調整委員会委員選挙費交付金合わせまして201万4千円減額するものであります。

16款寄附金は、6件の指定寄附金として総務費寄附金14万円、3件の指定寄附金として民生費寄附金27万1千円をそれぞれ追加、合わせまして41万1千円追加、17款繰入金は、町営牧場指定管理者運営積立金を町営牧場管理費用負担金に充当を行うため、農畜産振興基金繰入金50万円を追加計上するものでございます。

なお、18ページ以降の給与費明細書につきましては、選挙費の補正に係る人件費減額分となっておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 斉藤建設課長。

○建設課長（斉藤高広君） 続きまして、議案第50号 平成27年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

補正予算書の22ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ134万5千円を追加し、予算の総額を1億5783万6千円とするものでございます。

補正の内訳でございますが、27ページをお願いいたします。

歳出予算の補正でございますが、1款総務費1項1目一般管理費の27節公課費において、消費税納付金の中間申告分の額が確定したことに伴い、134万5千円追加計上するものであります。

次に、歳入でございますが、25ページにお戻り願います。

ただ今の歳出予算補正の財源といたしまして、5款の繰越金を134万5千円追加計上するものであります。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 質疑を受けます。

はい1番、下平正吾議員。

○1番（下平正吾君） 1点だけお聞きしたいんですが、主要施策調べの2ページ、老人福祉費の中で、敬老者に対する祝い金の支出関係で、69名程が5千円で、34万5千円が余ったっていったらおかしいけど、受け取りがなかったのか、その辺をお聞きしたいんですけども、亡くなったわけではないと思うんですけども、当初計画から69名減ったという訳をお聞きしたいんですけど、よろしくお聞きいたします。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。

鈴木保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木祐之君） お答えしたいと思います。

敬老祝い金につきましては、75歳以上の推計値で予算措置をしております。

特養の特例入居とか死亡による減とか、増減がありますので、実際に基準日現在での対象者100パーセントの交付を終えております。

それで、予算措置との差額分を減額するものでございます。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか、他に質疑のある方。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

はじめに、議案第49号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第49号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号、採決いたします。

原案のとおりに決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第50号、原案のとおり可決されました。

◎議案第51号

○議長（坂田秀昭君）日程第14、議案第51号、小清水町営牧場の指定管理者の指定についてを議題をいたします。

説明を求めます。

久保産業課長。

○産業課長（久保弘志君）ただ今上程されました、議案第51号小清水町営牧場の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

議案書の27ページをご覧ください。

町営牧場につきましては、平成23年度より指定管理者制度の活用を図り、夏季放牧、冬期舎飼施設などすべての牧場施設の管理、運営を行って参りましたが、本年度末をもって指定管理者指定の期間が満了となるものでございます。

このことから、現在の受託者であります小清水町農業協同組合と指定管理継続に向けて協議・検討を行った結果、本施設の適正な管理運営と効率的な利用の促進が図られるものと判断し引き続き、同組合を公募によらない指定管理者の候補者としたところでございます。

指定管理者の名称等でございますが、議案に記載のとおり、小清水町字小清水379番地、小清水町農業協同組合、代表理事組合長、佐藤正昭氏を指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、ご提案申し上げます。

なお、指定の期間につきましては、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第51号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第51号原案のとおり可決されました。

◎議案第52号 乃至 議案第54号

○議長（坂田秀昭君）日程第15、議案第52号乃至、日程第17、議案第54号、小清水町社会教育施設及び社会体育施設の指定管理者の指定について。

小清水町民パークゴルフ場の指定管理者の指定について。

止別公民館の指定管理者の指定についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

瀧口生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧口顕君）ただいま上程されました、議案第52号乃至、議案第54号について、一括してご説明を申し上げます。

議案書の28ページをご覧ください。

はじめに、議案第52号、小清水町社会教育施設及び社会体育施設の指定管理者の指定についてでございますが、両施設につきましては、平成20年度より指定管理者制度の活用を図り、施設の管理運営を行って参りましたが、本年度末をもって指定管理者指定の期間が満了となりますことから、指定管理者の指定にあたり、プロポーザル方式による公募を行ったところ、町内2社から申請があり、去る12月1日、選定会議において各社のプレゼンテーション及びヒヤリングを実施し評価を行ったものでございます。

指定管理者の名称等でございますが、議案に記載のとおり、小清水町字小清水182番地の16、小清水町委託事業協同組合、理事長、今井篤氏を選定いたしましたので、指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、ご提案申し上げるものでございます。

次に29ページをご覧ください。

議案第53号、小清水町民パークゴルフ場の指定管理者の指定につきましても、同じく平成20年度より指定管理者制度による施設の管理運営を行って参りましたが、本年度末をもって指定管理者指定の期間が満了となりますことから検討を行った結果、本施設の適正な管理運営と効率的な利用の促進が図られるものと判断し引き続き、小清水町パークゴルフ協会を公募によらない指定管理者の候補者としたところでございます。

指定管理者の名称等でございますが、小清水町字小清水657番地の7、小清水町パークゴルフ協会会長、佐藤正道氏を指定管理者として指定することについて、ご提案申し上げるものでございます。

次に30ページをご覧ください。

議案第54号、止別公民館の指定管理者の指定につきましては、平成25年度より指定管理者制度による施設の管理運営を行って参りましたが、同じく本年度末をもって指定管理者指定の期間が満了となりますことから検討を行った結果、本施設の適正な管理運営と効率的な利用の促進が図られるものと判断し引き続き、止別自治連合会を公募によらない指定管理者の候補者としたところでございます。

指定管理者の名称等でございますが、小清水町字止別413番地、止別自治連合会会長、三浦守

氏を指定管理者として指定することについて、ご提案申し上げるものでございます。なお、指定の期間については、いずれも平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

はじめに、議案第52号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第52号原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第53号原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第54号原案のとおり可決されました。

◎議案第55号

○議長（坂田秀昭君）日程第18、議案第55号、町道の認定についてを議題をいたします。

説明を求めます。

斉藤建設課長。

○建設課長（斉藤高広君）ただ今上程されました議案第55号、町道の認定についてご説明申し上げます。

議案書の31ページをお願いいたします。

また、お手元に配付しております、町道認定路線図をあわせてご覧願います。

今回、認定しようとする路線は、今年度、愛寿苑の改築に伴い整備を行った、愛寿苑前及び隣接している高齢者生活福祉センター前の道路といたしまして、整備が完了したことから、新たに町道として認定するものでございます。

本路線は、認定路線図の方に赤色で表示しておりますが、起点が道々跡佐登小清水線、終点が日赤病院通りと接続され、通り抜け可能な路線であります。

路線番号は86番、路線名は、ほほえみ愛寿苑通りとし、道路延長は256メートル、幅員は車道が5.5メートル、歩道が片側2.5メートルとなっております。

なお、ほほえみとは、高齢者生活福祉センターの愛称としての施設名でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第55号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第55号原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

○議長（坂田秀昭君）以上で、本町議会定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、平成27年第7回町議会定例会を閉会いたします。

慎重審議ありがとうございました。

（閉会 午前11時35分）